



YAIZU CITY NEWS RELEASE

令和 8 年 9 月から水道料金を改定 ～安心・安全な水道の持続可能な供給のために～

焼津市では、次世代にわたり安心・安全な水道水を安定して供給していくため、水道料金の改定を行います。

これは、「焼津市水道ビジョン・経営戦略 2020」をもとに市水道事業審議会でご審議いただき、提出された答申内容を踏まえ、市議会 2 月定例会での議決を経て決定したものです。

高度経済成長期に整備した水道施設が耐用年数を迎えることに加え、近年の物価高騰の影響により水道施設の更新費用が増大する見込みです。

水道料金の改定により、老朽化した井戸の更新や基幹管路及び重要給水施設管路の耐震化を進めるとともに、経営基盤の強化を図ります。

新たな水道料金表（税込み）…口径 13 mm から 25 mm までを抜粋

口径	基本料金			従量料金		
	水量	旧料金	新料金	水量	旧料金	新料金
13 mm	10 m ³ まで	748 円	1,012 円	11 m ³ から 30 m ³ まで	103.4 円/m ³	129.8 円/m ³
20 mm		1,078 円	1,463 円	31 m ³ から 50 m ³ まで	118.8 円/m ³	149.6 円/m ³
25 mm		1,276 円	1,727 円	51 m ³ から	149.6 円/m ³	189.2 円/m ³

改定の適用時期

水道料金は隔月で検針を行い、2 カ月分の料金を支払うことになっており、検針は奇数月に行う地区と偶数月に行う地区に分かれています(口径 50 mm 以上は毎月)。

- 奇数月に検針を行う地区… 9 月検針分から適用（8 月分が旧料金、9 月分が新料金）
- 偶数月に検針の行う地区… 10 月検針分から適用

■市民生活への配慮

主に家庭用として使用される口径 13 mm から 25 mm における、10 m³の基本水量と、11 m³から 30 m³までの少量従量料金区分を設けた現行の料金体系を引き続き維持していくこととし、市民生活への影響が最小限となるよう努めました。

問合先 焼津市上下水道部 水道総務課 事業管理担当 青島・柴田
TEL054-624-0111 FAX054-624-8305